

平成 22 年度（2010 年度）9 月補正予算案の概要

9 月補正では、前年度決算の確定に伴う補正を行うほか、市民サービスの向上をはかるため、以下の補正を行います。

- 1 まちだをもっと便利な街に
- 2 市民の安全・安心な生活のために

一般会計	42 億 9,660 万 円
特別会計	7 億 4,294 万 7 千円
計	50 億 3,954 万 7 千円

補正予算案の主な内容

1 まちだをもっと便利な街に

- ・ コンビニでの証明書等自動交付事業 7,023 万円 [2 頁]
- ・ 電話交換・コールセンター業務統合事業（電話番号の統一）
債務負担行為の設定 [3 頁]
- ・ 国際版画美術館収蔵作品情報整理事業 2,740 万円 [4 頁]
- ・ 都計道 3・4・3 3 号線（中町）築造事業 9,377 万円

2 市民の安全・安心な生活のために

- ・ 障がい者グループホーム整備補助事業 721 万円 [5 頁]
- ・ 障がい者就労定着支援事業 677 万円 [6 頁]
- ・ 保健医療計画改定事業 389 万円 [7 頁]
- ・ 森林再生事業 362 万円 [8 頁]
- ・ 合併処理浄化槽設置補助事業 1,447 万円

3 その他

- ・ 財政調整基金積立金 34 億 7,642 万円
- ・ 公共施設整備等基金積立金 7 億 5,000 万円

件 名	コンビニでの証明書等自動交付事業					
予算額 (単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
70,225		0	3,599	0	13,000	53,626

【事業の背景・目的】

現在、住民票の写し及び各種証明書の交付は、町田市役所、6 市民センター、町田駅前連絡所、南町田駅前連絡所等の町田市の行政窓口と、相模原市の各区役所で受けることができます。2008 年度からは、毎月第 2・第 4 日曜日の日曜窓口も開設しており、市民の方の利便性向上を目指した取り組みを行っています。

本事業は市民の方の利便性の向上をさらに推し進めるものであり、事業の実施により、住民基本台帳カード(以下「住基カード」)を所有されている方は、コンビニエンスストア(キオスク端末を備えている店舗。現在はセブン-イレブンのみ)の各店舗において、6 時 30 分～23 時の間、住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得することが可能になります。

【事業の内容】

事業の実施は、2011 年 3 月を予定しています。

また、事業実施に先駆けて、2010 年 12 月から 1 年の間、住基カードの無料交付(現行 500 円)を行います。なお、住基カードの申請・交付窓口は、市民課と 6 市民センターの計 7 箇所です。

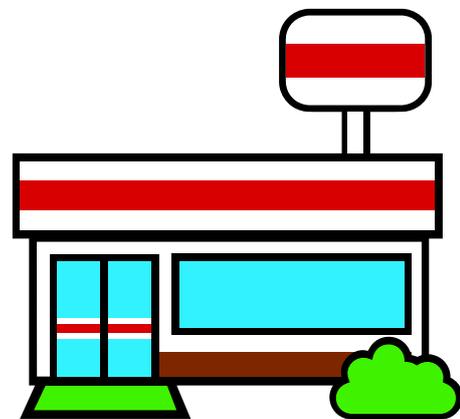
【主な事業費】

<歳出>

- ・ システム導入・運用保守委託料 49,052 千円
- ・ 住民基本台帳カード購入費 15,687 千円
- ・ 市民課来庁者案内業務委託 3,599 千円
- ・ 証明書等コンビニ自動交付事務委託料 480 千円(120 円×4,000 件)

<歳入>

- ・ コンビニ交付導入推進支援事業助成金 13,000 千円
- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金 3,599 千円



問い合わせ先	市民部 市民課長 松村	電話	724-2890
--------	-------------	----	----------

件名	電話交換・コールセンター業務統合事業（電話番号の統一）					
予算額（単位：千円）	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
—		—	—	—	—	—

【事業の背景・目的】

現在、代表電話（722-3111）では、1日あたり約1100件のお問い合わせを庁内各課へ転送し、コールセンター（724-5656）では、1日あたり約200件のお問い合わせのほかイベント等の申込みを受け付けています。コールセンターへのお問い合わせについては、完結率[※]が91.3%（2009年度実績）と高い一方、市民への認知度が31.4%（2009年度市政モニターアンケート結果）と低い状況にあります。

市民認知度の高い代表電話の交換業務と完結率の高いコールセンター業務を統合することにより、市民の利便性の向上と効率的な対応業務の実施を目指します。

※完結率・・・着信数のうちコールセンターで対応が完結した件数の割合

【事業の内容】

- 2011 年 4 月 1 日より市役所へのお問い合わせの電話番号を 042-722-3111 へ統一します。
 - 土日・祝祭日や年末年始にかかわらず 365 日、朝の 7 時から夜の 11 時まで市民からのお問い合わせにお応えします。
 - イベントや講座などの申込みは、これまでどおり 042-724-5656（イベント専用番号）で受付します。
- ※庁内各課への直通電話はこれまでと変更ありません。



【事業費】

代表電話対応サービス業務委託料

（2010～2015 年度債務負担行為事業 総事業費 399,288 千円）

問い合わせ先	政策経営部 広報広聴課広聴担当課長 大谷	電話	724-2102
--------	----------------------	----	----------

件 名	国際版画美術館収蔵作品情報整理事業					
予算額 (単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
27,397		0	27,397	0	0	0

【事業の背景・目的】

情報通信技術の進歩に伴い、作品情報をデジタル化し、活用・公開する美術館や博物館が増えています。現在、国際版画美術館の収蔵作品情報は、紙の台帳や目録、個別に入力されたデータなどに分かれており、画像情報もデジタル化されたものが少なく、十分な活用が困難な状態です。町田市が目指す、文化・芸術による夢のあるまちづくりを進めるため、市民の財産である収蔵作品の情報を十分活用していく必要があります。

国際版画美術館が収蔵する2万点を超える美術資料のデータベースを作成することにより、当館での保存、調査研究、展示等が効率的に行えるようになるとともに、他の美術館やメディアからの利用要請にも応えやすくなり、収蔵作品のより一層の活用が図られます。

【事業の内容】

国の緊急雇用創出事業を活用し、国際版画美術館の収蔵作品のデータベースを作成します。

- ・ 作業内容 収蔵作品の調査とデータ採取、デジタル写真撮影、作品情報の入力、データの統合と整理
- ・ 実施期間 2010年11月～2011年3月
- ・ 実施場所 国際版画美術館内
- ・ 事業の手段 国の緊急雇用創出事業を活用した委託事業
- ・ 事業の規模 新規雇用人数 12名程度(調査員2人、作業員10人)

【事業費】

国際版画美術館収蔵作品情報整理業務委託料 27,397千円



問い合わせ先	文化スポーツ振興部 国際版画美術館副館長 古屋	電話	726-2771
--------	-------------------------	----	----------

件名	障がい者グループホーム整備補助事業					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
7,210			0	0	0	0

【事業の背景・目的】

社会福祉法人ウイズ町田では、今秋、「住み慣れた地域でくらしたい」「自立生活を目指したい」という障がいのある方のニーズに応えるべく、グループホーム(2棟 定員 8名)の建設を行うこととなりました。

現在、社会福祉法人等が建設する障がい福祉施設に対しては、町田市社会福祉法人等に対する施設整備費等補助金交付要綱により工事費、設備整備費、初度調弁費の一部を補助しており、グループホームも対象となります。

グループホームについては、町田市障がい福祉事業計画上の整備目標として「2011年度までに350人分整備」とあり、現在206人分が整備されています。

【事業の内容】

設立者	社会福祉法人ウイズ町田
事業種別	グループホーム 共同生活介護(定員4名:男性対象) 共同生活介護(定員4名:女性対象)
建設予定地	町田市木曾町 2420 番地
建物構造	木造 2階建
建設面積	268.30 m ²
スケジュール	2010年11月着工、2011年3月竣工、 2011年4月開所予定

【事業費】

総事業費	57,000 千円
都補助額	45,338.5 千円
市補助額 (2棟分)	7,210 千円
自己資金額	2,851.5 千円
入居者負担額	1,600 千円

1棟あたりの市補助額は、次のとおりです。

	市補助額	都補助額
工事費補助分	3,000 千円	21,000 千円 (都基準額 24,000 千円 × 7/8)
設備整備費補助分	125 千円	875 千円 (都基準額 1,000 千円 × 7/8)
初度調弁費	480 千円 (基準額 120 千円 × 定員 4人)	
開設準備補助		794.25 千円 (都基準額 1,059 千円 × 3/4)
合計	3,605 千円	22,669.25 千円

問い合わせ先	地域福祉部 障がい福祉課長 吉田	電話	724-2136
--------	------------------	----	----------

件 名		障がい者就労定着支援事業				
予算額 (単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
6,774		0	3,387	0	0	3,387

【事業の背景・目的】

- 2004 年以降、市内障がい者の就労実績は 180 名を超えた一方で、就労後の職場定着に対する支援が不足しつつある状況にあります。
 - 一般就労を達成したものの、職場に定着できず離職するケースがあります。
 - 2010 年 7 月から法定雇用率に達しない事業所への罰則適用対象が拡大されました。(従業員数 301 人→201 人以上)
- こうした状況から、職場定着のための、障がい者や家族、及び事業者への支援の必要性が求められています。

障がい者の就労拡大により就労定着が課題となり始めている

民間事業者による就労定着支援に補助を行う

市において、より一層の継続就労者の拡大を図る

【事業の内容】

内 容 : 障がい者就労支援・定着支援の専門家である国制度の「第 1 号職場適応援助者(ジョブコーチ、以下「JC」といいます。)」に着目した補助事業。
 対象事業者: 第 1 号 JC を配属し、自主的に就労支援、定着支援を行っている社会福祉法人。
 基準額: 対象事業者配属の第 1 号 JC 1 人当たり 6,774 千円/年(1 法人につき 2 人を限度とする)
 成果指標: 支援対象者数、支援回数、継続者数
 継続支援に向けた特色あるイベントの実施→実施内容や回数、参加した人数。

※「定着支援」とは・・・

就労した障がい者が、職場に定着し、安心して職業生活を続けられる支援をすること。
 例: 職場でのトラブルを解決・予防するために、定期的に又は随時、訪問して、利用者、家族及び事業主等に対し必要な助言や調整などを行う。

※第 1 号 JC とは・・・

- ・障害者職業センターが行う、厚生労働省が定める養成研修(9 日間)の受講が要件。
- ・第 1 号 JC は、普段は所属する社会福祉法人において、その資格をもって、自法人の就労支援業務に当たっているが、障害者職業センターから派遣要請に応じて職場に赴き支援を行う。
- ・これに対し、第 2 号 JC は、障がい者が雇用される企業にて支援をする者である。
- ・有資格者の数は、2007 年 3 月現在 515 名、2008 年 3 月現在 567 名、2009 年 3 月現在 614 名である。

- 【障がい者への支援例】
- ・仕事に適應する(作業能率を上げる、ミスを減らす)ための支援
 - ・人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援
- 【事業主への支援例】
- ・障害を適切に理解し配慮するための助言
 - ・仕事の内容や指導方法を改善するための助言・提案
- 【家族への支援例】
- 対象障害者の職業生活を支えるための助言

JC が職場内外の支援環境を整えることにより、障がい者が円滑に就労し、職場への定着を図る。

【事業費】

補助基準額は上記のとおりですが、本年度は 2 人半期分とします。

$$6,774 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人} \times 1/2 = 6,774 \text{ 千円}$$

なお、東京都の補助制度を使います。「障がい者施策推進包括補助事業費補助」(補助率 1/2)

問い合わせ先	地域福祉部 障がい福祉課長 吉田	電話	724-2147
--------	------------------	----	----------

件名	保健医療計画改定事業					
予算額(単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
3,886			0	1,943	0	0

【事業の背景・目的】

背景:

- ①町田市保健医療計画は、1990 年 2 月に 10 年間の計画として策定。(任意計画)
- ②第一次改定 2000 年 3 月
(地域保健法による母子保健の市移管、国の「健康日本 21」【健康増進、疾病予防など】を反映。)
- ③第二次改定 2007 年 3 月
(健康増進法【個人の健康づくりを支援する視点など】を反映。)
現計画は 2007 年度～2011 年度までの 5 カ年計画。
- ④保健所政令市移行 2011 年 4 月

目的:

2011 年度に保健所政令市へ移行し「健康」の視点に立った総合的かつ一体的なまちづくりを推進するため、保健衛生や健康増進、医療分野の課題と方向性を明らかにするとともに、取り組むべき施策を具体的に明示し、積極的に施策を展開していく必要があり、町田市保健医療計画を改定します。

なお、改定計画は、2011 年度末に策定予定で、計画期間は 2012 年度から 2016 年度までの 5 カ年を予定しています。また、健康増進法第 8 条に基づく「市健康増進計画」として位置づけます(法定上努力義務)。

計画改定にあたり、2010 年度には「保健医療に関する市民意識調査」を実施し、市民ニーズを把握します。

【事業の内容】

- ・ 市民意識調査
- ・ 町田市保健医療計画推進協議会での検討

2010 年度		2011 年度	
2010 年 12 月	市民意識調査実施	2011 年 9 月	改定計画素案作成
2011 年 2 月	集計分析	〃 11 月	パブリックコメント
		2012 年 1 月	改定計画案作成
		〃 2 月	市長への最終報告・市による決定
		〃 3 月	議会行政報告

【事業費】

- 歳出 ・ 市民意識調査等委託料 3,500 千円
 ・ 保健医療計画推進協議会委員謝礼 386 千円

- 歳入 ・ 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
 1,943 千円 (補助率 1/2)

問い合わせ先	いきいき健康部 健康課長 八木	電話	725-5075
--------	-----------------	----	----------

件 名	森林再生事業					
予算額 (単位:千円)	財源内訳	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源
3,624		0	3,624	0	0	0
【事業の背景・目的】						
<p>東京都環境局の「森林再生事業」の委託を受け、大地沢青少年センター周辺の山林の間伐を行います。東京都では、担い手不足や収益性が低いことなどから手入れされずに荒廃が進んでいる多摩地域のスギ及びヒノキの人工林を健全な森林に再生することによって、森林の公益的機能※回復を目指しています。</p> <p>※森林の公益的機能回復による効果</p> <p>① 地球温暖化の防止 ② 花粉症対策 ③ 土砂の流失防止による災害防止 ④ 野生動植物の生息環境の創出 ⑤ 良好な保健休養の場の創設</p>						
【事業の内容】						
(実施期間)…………… 2010 年 12 月～2011 年 3 月						
(実施場所)…………… 相原町 5301 番地 2、同 5307 番地 5 の一部他 (大地沢青少年センターの北西部)						
(対象箇所)…………… 相原保善会所有林 約 5 ヘクタール 町田市所有林 約 2 ヘクタール						
(事業手順)…………… ①東京都と町田市が間伐等委託契約を締結する。 ②東京都と森林所有者(今回は相原保善会及び町田市)が協定※を締結する。 ※協定期間は 25 年間。 ※スギ・ヒノキの皆伐及び植栽をしない。 ※土地の形質の変更及び工作物の設置をしない。 ③町田市が間伐業者を選定し間伐を再委託※する。 ※町田市から間伐業者への再委託については東京都の同意に基づき行う。						
(間伐の内容)…………… 間伐は、スギ及びヒノキの本数で 30 パーセント以上とし、残存木の間隔を重視して行う。						
【事業費】						
＜歳入＞						
○森林再生事業委託金 3,841 千円						
森林再生事業費 3,624 千円						
市町村事務費 217 千円						
＜歳出＞						
○森林整備事業委託料 3,624 千円						
【今後の整備予定】						
2011 年度:町田市所有林(所管:大地沢青少年センター) 3 ヘクタールの間伐						
2012 年度:相原保善会所有林 12.94 ヘクタールの枝打ち ※2009 年度に間伐済み						
問い合わせ先	経済観光部 農業振興課長 佐伯			電話	724-2885	